

雇用保険被保険者離職票一2														
① 被保険者番号	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
② 事業所番号														
③ 離職者氏名	フリガナ 離職者年月日												年 月 日	
④ 離職年月日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日	令和年 月 日		
⑤ 名称													〒	
事業所所在地	離職者の住所又は居所													
電話番号	電話番号()												-	
⑥ 住所														
事業主 氏名													公共職業安定所長印	
離職の日以前の賃金支払状況等														
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ ⑩の賃金額	備 考			⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑲	
①一般被保険者等 離職日の翌日 月 日	⑧の期間における賃金支払基礎日数 被保険者	月 日～離職月 日	月 日～離職日 日	月 日～月 日										
月 日～離職月 日	離職月 日	月 日～離職日 日	月 日～離職日 日	月 日～月 日										
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
⑯ 賃金に関する特記事項	□運転免許証 □個人番号カード □旅券 □住民票記載事項証明書 □国民健康保険資格確認書(健康保険資格確認書) □その他()													
※ 公共職業安定所記載欄	⑯欄の記載 資・聴	有・無	⑯欄の記載 資・聴	有・無	写真欄 3×2.4			□	□	□	□	□	□	□

注 意

- 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職要一2及び離職要一1(別紙)を提出すること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
 - この離職票一2を消失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。
- ※基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面のII「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

⑦離職理由欄…離職の方は、主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の離職者記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的な事情記載欄に具体的な事情を記載してください。														
【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】														
事業主 離職者 記入欄	離職 理由	※離職区分												
<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの （1）倒産手続開始、手形取引停止による離職	1A												
<input type="checkbox"/>	（2）事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1B												
<input type="checkbox"/>	2 定年によるもの （1）定年による離職(定年 蔡) 定年後の継続雇用を希望していた(離職に至った理由を以下のa・bから1つ選択してください) a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため (解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。) b その他の(具体的な理由): 3 労働契約期間満了によるもの （1）採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 簿月、通算契約期間 簿月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を縮め、その上限到来による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で、ある・ない) (4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった)	2C												
<input type="checkbox"/>	（2）労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 簿月、通算契約期間 簿月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加がある・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった) ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 簿月、通算契約期間 簿月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった) ③ 公共職業安定事業に派遣される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 簿月、通算契約期間 簿月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった)	3B												
<input type="checkbox"/>	（3）早期退職優遇制度、選択年定制度等により離職	4D												
<input type="checkbox"/>	（4）移籍出向	5E												
<input type="checkbox"/>	4 事業主からの働きかけによるもの （1）解雇・重責解雇を除く。） （2）重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) （3）希望退職の募集又は退職勧奨 （4）事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの （5）労働者の判断によるもの （6）労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため （7）事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため （8）妊娠・出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠・出産、休業等を理由とする不利益取扱い)があつたと労働者が判断したため （9）事業場での大規模な人員整理があつたことを考慮した離職 （10）事業場での職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため （11）妊娠・出産、育児休業等のため （12）家庭的事情と急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため （13）配偶者等との別居生活が継続困難となつたため （14）転居等により通勤困難となつたため(新住所) （15）その他(理由を具体的に) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6ヶ月以上年以下の通常契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった) （16）労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) （17）職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため （18）妊娠・出産、育児休業等のため （19）家庭的事情と急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため （20）配偶者等との別居生活が継続困難となつたため （21）転居等により通勤困難となつたため(新住所) （22）その他(理由を具体的に) （23）その他(理由を具体的に) （24）その他(理由を具体的に) （25）その他(理由を具体的に)	5E												
具体的な事情記載欄(事業主用)														
具体的な事情記載欄(離職者用)事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。														
⑯離職者本人の判断(□で印むこと) 事業主が○に付けた離職理由に異議 有り・無し	⑯欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。 (離職者氏名)													